入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

1 八小山(二十) 9	<u>の 事で</u>			
区分	■ 新規	□ 再度公告 □ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)		
		前回公告なし		
工事番号		0 3 1 - 0 0 0 6		
工事名	産業交流館	産業交流館スプリンクラー設備更新工事		
工事箇所	郡山市南二丁目 地内			
工事概要	産業交流館の放水型スプリンクラー設備の更新工事			
	(放水型ス	(放水型スプリンクラー制御盤1基更新、現地操作盤 11 面更新ほか)		
完成期限	令和10年3月31日限り			
予定価格	契約締結後	こ公表する。		
項目				
	無			
起工時期	該当	・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。		
		・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。		
最低制限価格	該当なし	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工		
		事。契約締結後に公表する。		
総合評価方式	簡易型	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価		
		方式の適用工事である。		
		・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書に		
		よる。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。		
		・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制		
調査		度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。		
		・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者で		
		あっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調		
		査に協力すること。		
施工体制事 該当なし ・福島県施工体制事前提出方式の適用工事		福島県施工体制事前提出方式の適用工事		
前提出方式		・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等につい		
		ては、入札説明書による。		
電子入札	該当	・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要		
		・電子入札システム(アドレス)		
http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/		http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html		
電子閲覧 該当 電子閲覧システム (アドレス)		電子閲覧システム (アドレス)		
http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-9		http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html		
現場代理人の 該当 落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行		落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人を		
常駐義務の緩	義務の緩 この工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な			
和	条件を付すことができる。			
専任特例2号	特例2号 該当 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以			
の監理技術者	理技術者 下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる			
の配置	D配置 工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、プ			
		札説明書による。		

再資源	資源化等 該当なし		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第1
			04号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の
			実施が義務付けられた工事である。
混合	復 興	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
入札	JV		
	以外		
	復 興	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項
	JV		で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23
			財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工
事共同企業体の参			事共同企業体の参加を認める混合入札である。
資本関係又は 該当		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認
人的関係			めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

ること。		
発注種別	暖冷房衛生設備工事	・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿 の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に
格付等級 A		登録されていること。
許可業種	消防施設工事	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許
	業	可を受けていること。
	*	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
		・隣接3管内とは、県中建設事務所管内、県北建設事務所管内、会津若
		松建設事務所管内又は喜多方建設事務所管内に本店又は支店・営業所*
		を有する者であること。
地域要件	県内	・管内とは、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者で
		あること。
		* 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所
		であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格
		業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者のコ	匚事経験	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者
 必要なし		又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、
212.4		請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未
		満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合
		は、専任を要しない。)
		・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に
		表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であ
		る場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄
		に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が
		建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。こ
		を栄工事、電気設備工事大は暖市房衛主設備工事であるとさを除く。1。 こでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する
		法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地
		方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再
		開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人
		会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった
		経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第
		1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者として
		の経験をいう。

	・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了
	証を有する者であること。
企業の工事実績	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績が
該当なし	あること。
企業の工事規模実績 元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金	
該当なし	欄に表示した金額以上の施工実績(JV の場合は、出資比率に相当する額
	とする。)があること。
	ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件
	とみなす。
J R 近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を
	有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。
該当なし	なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事
	管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は 当該システムにより入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

なわ、設計区	図書寺の閲覧、入札執行などの期間 11	間や場所は次に示すとおりとする。	
項目	期間又は期日	場所等	
設計図書等の	令和7年11月 7日(金)~	電子閲覧システム	
閲覧等	令和7年12月17日(水)		
設計図書等の	令和7年11月 7日(金)~	福島市杉妻町2番16号	
質問	令和7年11月13日(木)	福島県観光交流局観光交流課	
		電話番号 024-521-7286	
		電子メール tourism@pref.fukushima.lg.jp	
		※設計図書等の質問における電子メールの件名	
		及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事	
		番号下4桁(会社名)」として提出すること。	
		※質問の送付は、原則、電子メールによること	
		としますが、ファクシミリ送信を希望する場	
		合は、上記電話番号まで連絡すること。	
質問の回答予	令和7年11月20日(木)	福島県商工労働部商工総務課ホームページ	
定		入札書等の提出前に、必ず本ホームページに	
		て、質問回答の有無を確認すること。	
入札参加受付	令和7年11月27日(木)~	・電子入札の場合に限る。	
	令和7年11月28日(金)	・電子入札システムへの入力による。	
入札書等の提	【電子入札対象工事の場合】	【電子入札対象工事の場合】	
出	令和7年12月16日(火)	電子入札システムへの入力による。	
	午前9時00分~	※入札書等提出期間は2日間とする。	
	午後5時00分	ただし、最終日の受付時間は午後3時までと	
	令和7年12月17日(水)	する。	
	午前9時00分~	※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札	
	午後3時00分	書を提出した場合で、障害等により不着とな	
		った場合、辞退したものとみなしますので、	
		システム利用時間内に提出すること。	

開札	令和7年12月18日(木) 午前10時00分	開札は公開とする。 福島市杉妻町2番16号
		福島県商工労働部商工総務課
落札者の決定 予定日	令和7年12月26日(金)	

- ※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。
- ※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。 問い合わせ先 福島県観光交流局観光交流課

電話番号 024-521-7286

電子メール tourism@pref. fukushima. lg. jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

〈参考〉 提出する書類一覧表

担山事絽	電子入札対象工事の場合			
提出書類	入札参加受付時	入札書等提出時		
技術提案書	(注1)(注2)(注3)			
	\circ			
入札書		システムに入力		
見積内訳書		○ (注2)		
見積内訳総括表(低入札価格調査				
事務処理要領様式第6号)				
工事費內訳書(福島県施工体制事		<u></u>		
前提出方式試行要領様式1号)				
下請工種内訳書(福島県施工体制				
事前提出方式試行要領様式2号)				

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。また、入札書で押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札は無効になります。

※ 電子入札における留意点

- (注1)入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価 方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問い ません。)を資料として添付してください。
- (注2)添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無

効とすることがありますので注意してください。

(注3)総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を 提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一 律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。